



許可番号 3610037300

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇 50番地2

氏 名 南建設株式会社  
代表取締役 南 由起子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成28年3月25日

許可の有効年月日 平成33年2月12日

### 1. 事業の範囲

(1) 積替え  
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類  
（以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 徳島県徳島市東沖洲二丁目2番
- (2) 面積 75.6平方メートル
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類 がれき類
- (4) 保管の上限 72.6立方メートル

4. 許可の更新又は変更の状況

|             |  |
|-------------|--|
| 平成8年2月13日   | 新規許可   |
| 平成13年2月13日  | 更新許可   |
| 平成18年2月13日  | 更新許可   |
| 平成19年6月18日  | 変更届出 (代表者の変更)  |
| 平成20年9月5日   | 変更届出 (法人の名称, 事務所の所在地及び代表者の変更)  |
| 平成23年3月4日   | 更新許可   |
| 平成26年10月17日 | 変更届出 (代表者の変更)  |
| 平成26年11月26日 | 変更許可 (積替え保管の追加)  |
| 平成28年3月25日  | 更新許可   |
| 平成28年9月27日  | 変更許可 (汚泥, 塵プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くずの追加) |
| 平成28年12月21日 | 変更届出 (代表者の変更)  |

以下余白



27-1

許可番号 3610037300

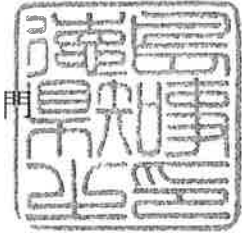
### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇 50番地2

氏名 南建設株式会社  
代表取締役 高木 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成28年 3月25日

許可の有効年月日 平成33年 2月12日

#### 1. 事業の範囲

(1) 積替え  
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類  
（以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

#### 3. 許可の条件

なし

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |   |
|-------------|---|
| 平成8年2月13日   | 新規許可  |
| 平成13年2月13日  | 更新許可  |
| 平成18年2月13日  | 更新許可  |
| 平成19年6月18日  | 変更届出 (代表者の変更)   |
| 平成20年9月5日   | 変更届出 (法人の名称、事務所の所在地及び代表者の変更)  |
| 平成23年3月4日   | 更新許可  |
| 平成26年10月17日 | 変更届出 (代表者の変更)   |
| 平成26年11月26日 | 変更許可 (積替え保管の追加)   |
| 平成28年3月25日  | 更新許可  |
| 平成28年9月27日  | 変更許可 (汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くずの追加) |

#### ~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

原本  
29.1/11  
もとむ

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 徳島県徳島市東沖洲二丁目2番
- (2) 面積 75.6平方メートル
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類 がれき類
- (4) 保管の上限 72.6立方メートル

以下余白